

公共営業におけるコンプライアンス



コンプライアンスとは？

「コンプライアンス」とは、一般に「企業が企業活動を行うに際して関係法令等を厳格に遵守することをはじめ社会的規範も全うする。」という意味で用いられている。

また、コンプライアンスの元々の意味は、「願望・要請・需要等にかなうこと」であり、その意味では、単純な「法令等遵守」に限られるものではなく、社会の信頼に応えることも含めて用いられるようになってきている。

コンプライアンスの目的は、違法行為等を未然に防止する仕組みを構築して、企業の業務運営の遵法性を高め、経営の健全性を確保し、社会全般からの信頼を確立していくことにある。そして、コンプライアンスでは、事件や不祥事等の違法行為等を起こさないという「結果」も重要だが、それ以上にそのような結果を導く意思決定や業務行動に至る「プロセス」がより重要視されることとなるのである。

違法行為や社会的規範を逸脱するような企業活動が信用の失墜につながり、経営に大きな打撃を与えかねないほど重要なものとなっており、コンプライアンスへの取組みは企業にとって必要不可欠なものとなってきている。

当社の「コンプライアンス基本方針」

総ての株主と社員及び地域社会のための企業として、未永く地域社会の発展に貢献・尽力していく為、自らの基本的使命と社会的責任を全うし、企業として揺るぎない信頼を確立していくために、「コンプライアンスの基本方針」を定める。

(基本的使命と社会的責任の認識)

当社の持つ基本的使命と社会的責任を認識し、健全かつ適切な会社経営の徹底を図る。

(法令やルールの厳格な遵守)

すべての法令やルートを厳格に遵守し、社会規範に逸脱することのない、誠実かつ公正な会社経営を行う。

(反社会的勢力の排除)

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

(コミュニケーションの充実と透明性の高い組織風土の構築)

担当者が一人で悩む様な事の無いコミュニケーションの取れた職場環境の充実に務め、営業情報の積極的かつ公正な開示を意識した組織風土の構築を図る。

(経営者の責任)

担当者が営業上の不正行為に巻き込まれぬよう管理し、経営責任者が最前列で担当者を守りぬく姿勢を貫く。

(関係書類保存の徹底)

弊社が公共営業においてコンプライアンスを徹底している証として、証拠となりえる関係書類を定められた通り統括的に保存する。

《第1章 公共営業のガイドライン》

公共営業は、各種の法律を守って、日々の営業活動を行わなければならない。以下のことは、営業活動として、許される行為である。

1. 公共入札に係わる営業活動

(1)発注者に対する入札参加意欲等の説明

業者が、指名競争入札において、指名以前の段階で、制度上定められた発注者からの要請に応じて、他の業者や業界団体と連絡・調整等を行うことなく、自らの入札参加への意欲、技術情報(類似業務の実績、技術者の内容、当該発注業務の遂行計画等)等を発注者に対して説明する。

(2)入札に関する一般的な情報の収集

官公庁や民間の調査機関等が公表した入札に関する一般的な情報(発注者の入札に係る過去の実績又は今後の予定に関する情報、入札参加者の資格要件又は指名基準に関する情報、労務賃金、資材、原材料等に係る物価動向に関する客観的な調査結果情報等)を収集する。

(3)発注者に対する技術に関する情報の一般的な説明

業者が、発注者に対して、特定の入札に関係なく、技術に関する情報の一般的な説明を行う。

(4)入札の辞退

指名競争入札において、指名を受けた業者が、他の業者や業界団体と連絡・調整等を行うことやそれらから要請等を受けることなく、自己の事業経営上の判断により、入札を辞退する。

(5)物品貸与

公務員(顧客)が、職務として業者の事業所(工場検査含む)を訪問した際、当該職務行為の円滑な執行のために必要な物品(事務用品、電話、ファックス、ヘルメット等)を貸与する。(自動車の利用を提供する際は、周辺の道路事情等から相当と認められる場合に限られ、その場合も会社関係者が日常的に利用している車両に限る)

(6)会議や会合における茶菓の提供・手帳等の提供

公務員(顧客)と、職務上会議を行う場合、簡素な飲食物(2~3,000円程度まで)の提供及び多数の者(20人程度以上)が出席する立食パーティーで飲食物を提供する。(但し、朝食・昼食を共にする場合は割り勘とする)

また、公務員の職務行為と対価関係にない、広く一般に配布するための宣伝用物品・記念品(会

社のカレンダー、手帳、カタログ、パンフレットなど)の提供は許される。

2 . JV(共同企業体)編成等

(1)入札物件の内容・必要な技術力の程度等に関する情報の収集・提供

入札に参加しようとする業者等を構成員とする JV が構成業者の情報収集能力の不足を補うため、当該入札に関する対象物件の内容、必要な技術力の程度等について発注者が公表した情報を収集・提供する。(受注予定者の決定につながるようなことを含まないものに限る)

(2)JV の相手方選定のための情報聴取等

業者が、入札に参加するための JV の結成に際して、相手方となる可能性のある業者との間で、個別に、相手方の選定のために必要な情報を聴取し、又は JV の結成に係る具体的な条件(出資比率等)に関して、意見を交換し、これを設定する。(受注予定者の決定につながるようなことを含まないものに限る)

3 . 業界団体の活動

(1)官公需受注実績等の総括的な公表

業界団体が、関連する官公需の全般的な動向の把握のために、構成メーカーから官公需の受注実績に関して個別 1 件 1 件の受注に係る情報を含まない総括的な情報(年間合計金額等)を任意に徴し、又は発注者が発注実績若しくは今後の発注予定に関して公表した情報を収集し、関連する官公需全般に係る受注実績又は今後の需要見通しについて個々の業者に係る実績又は見通しを示すことなく総括的(全体の年間合計金額等)に取りまとめて公表する。

(2)積算基準についての調査

業者が共同して又は業界団体が、発注者が公表した積算基準(入札予定価格を作成する際の基本的な考え方や標準歩掛りなど)について調査する。(業者間に積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る)

(3)国、地方公共団体等に対する要望又は意見の表明

業者が共同して又は業界団体が、入札制度一般の内容や運用に関して、国地方公共団体等に対して、要望又は意見の表明を行う。

《第2章 公共営業に係わる法律について》

- ① 公の入札の公正さを害する、入札予定価格の聞き出し等をしない
- ② 同業仲社と連絡・調整(談合)をしない
- ③ 贈収賄と疑われる行為をしないということを、教育で徹底する。

①については、「刑法の競売入札妨害罪」と、それに関連した「公務員の守秘義務」について述べる。

②については、「刑法の談合罪」と「独禁法の不当な取引制限」について述べる。

③については、「刑法の贈収賄罪」を中心に、政治家や秘書の口利きに対する「あっせん利得処罰法」とさらに公務員との付き合い方を知る上で「国家公務員倫理法」について述べる。

特に、「国家公務員倫理法」や「あっせん利得処罰法」はここ数年施行された新しい法律であり、従来の「独禁法」等の教育・研修では扱っていなかったもので、これらの法律も正しく認識し、日々の活動に活かすよう切に要望する。

公の入札の公正さを害する行為(入札予定価格の聞き出し等)をしない

A.競売入札妨害罪(刑法 96 条の 3 第 1 項)

1. はじめに

ここでは、第1項の競売入札妨害罪について説明する。

なお「競売」は、法律用語として正式には「けいばい」と読むが、一般的に「きょうばい」とニュースでは読んでいる。

2. 「競売入札妨害罪」要旨(条文)

- ・刑法 96 条の 3 第 1 項.偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、2 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金に処する。
- ・国や地方公共団体の実施する入札において、入札業者が予定価格・設計価格を入札実施者側から聞き出し、その情報を基に入札した場合は、競売入札妨害罪が成立し、価格を漏洩した入札実施者との共同正犯となる。

刑法 60 条(共同正犯)2 人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

3. 条文解説

(1)偽計

- ・偽計とは、他人の正当な判断を誤らせるような術策を用いることを言う。入札予定価格の漏洩が「偽計」にあたるという根拠は「本来入札者に秘密にしなければ競争入札の目的を達することが出来ない予定価格を特定の入札者に内報し、これを基に入札に参加させる行為は、入札実施者、議会等、ひいては一般国民を錯誤に陥れる行為である」からであるとされる。
- ・設計価格の聞き出し=入札業者が予定価格そのものではなく、予定価格を推認させる価格(設計価格)を聞き出し、これを基に入札する行為も「偽計」にあたる。歩切や最低制限価格も同様である。
- ・入札業者が入札実施者又はその関係者(政治家等)から予定価格等を聞き出し、これを基に入札した場合、予定価格を漏洩した者とそれを聞き出した入札業者は、競売入札妨害罪の共同正犯になるとされている。
- ・なお、指名競争入札に際し、他の指名業者に談合に応じるよう脅迫することは、「威力」にあたる。

(2)公の競売又は入札

- ・公の競売又は入札とは、国又は公共団体の実施する競売、入札をいい、公団や地方公営企業の実施するものも含む。入札手続きの適法性は、権限のある機関によって適法に入札に付すべき旨の決定が必要であり、かつそれをもって足りる。
- ・NTT, JT, JR の旧三公社は、それぞれ法制が変わり、株式会社として、私的存在になっているので、この罪では、公の機関にあたらないとされる。しかし、旧三公社も、独禁法の適用を受けることはもちろんである。

(3)公正を害すべき行為

- ・公正を害すべき行為とは、公の入札に不当な影響を与える行為を言う。但し、談合は 96 条の 3 第 2 項に該当するため競売入札妨害には含まれない。
- ・本罪は抽象的危険犯であるため、公正を害すべき行為があれば足り、現実に公正を害することを要しない。したがって、入札価格が公正であったかどうか、また、予定価格等を聞き出した者が実際に落札したかは、犯罪の成立に関係ない。
- ・裁判例には、内報を受けた予定価格と現実に入札した価格との間にかなりの開きがあっても、予定価格の内報は入札の公正を害すべき行為に当たるとしたものがある。

B. 国家公務員法・地方公務員法の公務員の守秘義務

1. 従来からある法律だが、営業活動をする上で、この法律違反にならないよう注意を要する。
2. 国家公務員法第 100 条と地方公務員法第 34 条に、「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」と定め、違反した場合は、それぞれ国家公務員法第 109 条、地方公務員法第 60 条で 1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金と

罰則を定めている。

公務員に秘密を漏らすようそそのかした民間人は、国家公務員法第 111 条、地方公務員法第 62 条で同様の罰則を定めている。

3. 外務省秘密漏洩事件(平成 8 年最高裁判決)は、「国民の知る権利」「報道の自由／取材の自由」と [公務員の守秘義務] とが衝突した事件だった。こうした事件を契機に、情報公開について関心が高まり、平成 11 年「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(略して、情報公開法という)が成立した。さらに、平成 13 年には「独立行政法人等情報公開法」も成立した。これらに基づき、たとえば、日本下水道事業団(刑罰の上ではみなし公務員である)は、4 半期ごとの発注予定工事名・具体的公募済み工事名・指名業看名・入札結果(応札業者名および応札価格、入札予定価格、調査基準価格、最低制限価格のこと)等について、情報を公開している。したがって、これら公開済みの情報以外の情報の秘密性は高いと考えなければならない。

同業他社と連絡・調整(談合)をしない

C.談合罪(刑法 96 条の 3 第 2 項)

1. はじめに

公務の執行を妨害する罪の一種で、A.競売入札妨害罪が、刑法第 96 条の 3 第 1 項で規定され、談合罪が第 2 項で規定されている。

2. 「談合罪」要旨(条文)

刑法 96 条の 3 第 2 項公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様 (2 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金に処する。) とする。

3. 条文解説

公の競売又は入札が対象であるが以下は入札に限定し述べる。

(1)「談合」の対象の公の入札(A.競売入札妨害罪 3.(2)の解説とまったく同一)

- ・公の入札とは、国又は公共団体の実施する入札をいい、公用や地方公営企業の実施するものも含む。入札手続きの適法性は、権限のある機関によって適法に入札に付すべき旨の決定が必要であり、かつそれをもって足りる。
- ・NTT, JT, JR の旧三公社は、それぞれ法制がかわり、株式会社として、私的存在になっているので、この罪では、公の機関にあたらぬとされる。E.2.で述べる贈収賄罪の取り扱いと異なるので、注意を要する。しかし、旧三公社も、独禁法の適用を受けることはもちろんである。

(2)公正な価格

- ・『公正な価格』とは、当該入札において公正な自由競争によって形成されるべき落札価格、換言すれば、当該入札において談合がなければ当然到達するであろう価格を言う。

(3)不正な利益

- ・「不正な利益を得る目的」とは、落札者が談合によって有利な契約をして相当以上の利益を得る目的、他の入札者においては、落札者から所謂「談合金」などの経済的利益を得る目的等を言う。
- ・ここでいう相当以上の利益とは(2)の公正な価格を害して得られた利益(談合による落札価格－自由競争によって形成されるべき落札価格＝有利な契約をして得る相当以上の利益)である。
- ・指名業者らが、実際には製品の製造を行うことなく、伝票の操作だけで落札業者が他の指名業者等に順次下請けに出したことにする「回し」と呼ばれる方法により、各社が受注代金と発注代金の差額を利益として取得していた事案で、これが実質的には談合金の分配であって「不正の利益」にあたるという判例がある。

(4)談合

- ・「談合」とは、入札者が互いに通謀し、ある特定の者を落札者にするため、一定の価格を指示してその指示に従って入札することを協定することを言う。
- ・談合は公の入札における場合に限って犯罪となる。(刑法は公の入札のみを対象とするが、独禁法の不当な取引制限(カルテル)は民間の入札等も含む)
- ・談合それ自体によって犯罪が成立する。入札の事実のあることを必要としない。また談合金の分配も必要としない。(入札行為の有無や落札(受注)の有無は関係ない)

(5)第1項の競売入札妨害罪と第2項の談合罪の関係

- ・1つの入札でも、それぞれ競売入札妨害罪と、談合罪に該当する行為があれば、両方の罪が適用される。

(6)談合罪と独占禁止法違反罪の関係

- ・談合罪は、公共入札だけが対象だが、独禁法違反罪は、公共だけでなく、民間も対象である。
- ・談合罪は個人の行為のみ罰するが、独禁法違反罪は、個人のみならず、会社・業者団体も含み、さらに会社代表者まで罰せられる場合がある。
- ・談合罪は、2年以下の懲役又は罰金250万円以下。独禁法違反罪は、3年以下の懲役又は罰金500万円以下、会社は罰金1億円以下。時効は、いずれも3年である。
- ・独禁法違反罪は、公正取引委員会の告発がなければならぬし、第一審は東京高裁である。
- ・同じ行為で、独禁法違反罪で会社を罰し、談合罪で個人を罰することもできる。
- ・独禁法違反罪は、「一定の取引分野」についての競争の実質的制限が必要であることから、その対象の入札談合は一定規模の地域的広がり、時間的縦続性、取引規模の大きさが必要だが、談

合罪は、小規模の入札の1回限りの談合でも成立する。

- ・談合罪は、「公正な価格を害する目的」または「不正な利益を得る目的」が必要だが、独禁法違反罪は、こういう目的がなくても罰せられる。

D. 不当な取引制限(カルテル)の禁止(独占禁止法第3条)

1. はじめに

平成7年の下水道事業団事件においては重電各社がカルテル行為を行ってきたということで課徴金を納付した。また、公取委の刑事告発を受け裁判の結果、2名が懲役10ヶ月(執行猶予付き)の刑に服し、会社としても罰金の支払いを行った。

その他、株主代表訴訟や住民訴訟が提起され、建設業法の営業停止処分も受けた。

その後ますます、独禁法の運用は強化されている。ここでは、入札に関連して、独禁法の3本柱のうちの不当な取引制限(カルテル)(ヨコの関係)につき、ポイントだけ指摘する。

2. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)「不当な取引制限(カルテル)の禁止」関連条文(要旨)

・第2条〔定義〕第6項

この法律において不当な取引制限とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義を以てするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

・第3条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

・第7条〔排除措置命令〕第1項

第3条に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、事業者に対し、当該行為の差止め、営業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

・第7条の2〔課徴金〕第1項

事業者が、不当な取引制限…をしたときは、公正取引委員会は、…事業者に対し、当該行為の実行行為の事業活動を行った日から当夜行為の実行行為の事業活動がなくなる日までの期間(当該期間が3年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日から遡って3年間とする。以下「実行期間」という)における…売上額に100分の6を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

第6項

実行期間の終了した日から3年を経過したとき…は、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

- ・第89条〔私的独占又は不当な取引制限の罪〕

次の各号の一に該当するものは、これを3年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処す。

* 第3条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者…以下省略

* 第95条〔両罰規定〕…省略

3. 条文解説

(1) 「不当な取引制限」

- ・「不当な取引制限(カルテル)」とは、同業他社等と共同して製品やサービスの価格、販売数量、発売時期、販売先等を取り決めて、競争を止めてしまうことを言う。カルテルには、様々な態様のものがあるが、具体例としては、①入札談合[受注予定者や落札価格]、②価格カルテル[最低販売価格や価格の引上げ]、③数量カルテル[販売数量の上限]等が挙げられる。

《第3章 関係書類の保存》

弊社が公共営業においてコンプライアンスを徹底している証として、証拠となり得る関係書類の保存を次の通り定める。

公共工事の入札について

- ①経過報告書
 - ②コンプライアンス情報記録
- ※同一案件で複数回の働きかけがあった場合は、複数枚に分けて報告する事。
- ③指名通知書(若しくはそれに準じる物)
 - ④公募型については参加申請書
 - ⑤自社積算資料(便宜上 5,000,000 円以上の物件について)
- を1式=A4判左綴じにして、入札終了後「経理課」に提出する。

経理課では年度毎にファイリングして、常に閲覧できる場所に保存する。
保存期間は向こう5年間とする。

民間発注の物件について

民間発注の物件についても、コンプライアンスが問われるケースがある。

特に、弊社が置かれている環境を考えたとき、ゼネコン・サブコンとのお付き合いの中でコンプライアンスが重要であると考えられる。

疑わしき事例が発生した場合は、速やかに「コンプライアンス情報記録」を提出する様に徹底する。

併せて、取引メーカーに対しては、接待を「受けない・求めない」を原則として徹底させ、取引メーカーに対しても御理解と御協力のもと、健全な商取引態勢の強化に努める。

年 月 日

《 入 札 経 過 報 告 書 》

入札担当者氏名.....印

発注者；

工事名；

入札日時； 年 月 日

入札場所；

相入札社；

計 社（弊社含む）

落札社；

落札金額；

- ①
- ②
- ③
- ④

弊社入札額；

- ①
- ②
- ③
- ④

備考

年 月 日

《コンプライアンス情報記録》

営業担当者氏名.....印

他社からの働きかけの有無；

有 ・ 無

他社からの働きかけ日時；

年 月 日 時 分頃

相手先（働きかけをしてきた相手）；

社名

氏名

内容及び対応；

内容（出来るだけ具体的に、連絡してきた方法や場所等）

対応（「電話に出なかった」「答えられないと言った」等具体的に）

相談（報告）した（弊社の）上司名；